

令和5年7月10日
第2回多文化共生推進部会

午後 2 時30分開会

○文化・国際課長 それでは、2時半になりましたので、第2回の多文化共生推進部会を始めさせていただきたいと思います。

この会議は多文化共生推進部会ということで、多文化共生に係る区の様々な取組みに対して御意見をいただいているところです。今日、これまでの取組みについての状況の報告と、次の計画について御意見をいただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

この後、事務局のほうから諸注意事項、連絡事項等を申し上げ、資料の確認等をさせていただいて、部会長から進行していただくようにと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局 課長、ありがとうございました。

次に、本日の部会について、確認及び案内をいたします。まず、この多文化共生推進部会は傍聴を含め、公開で行います。議事について、議事録や当日の資料等を区のホームページ等で公開いたします。そのため、本日、速記事業者が入り、録音もいたします。また、内部の記録用として写真の撮影もします。以上、4点について御了承いただきますようお願いいたします。

なお、本部会は過半数の出席で成立いたします。本日は、委員8名の方、全員御出席ですので、会議は成立しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元に多文化共生推進部会の次第と資料1から3を配付させていただいております。御確認をお願いいたします。3の後に参考資料として1つつけているものがございますので、そちらも御確認いただけますでしょうか。もし不足等がありましたら御連絡いただければと思います。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

○文化・国際課長 続きまして、次第の2の協議事項に移っていただければと思います。ここからは部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長 皆さん、こんにちは。多分、今日は今年一番の暑さではないかと思えますけれども、この会議室に冷房が入っていて本当によかったなと安堵しています。今日は本格的にプランの審議をするということで、次第には2時間半で長めの時間設定になっていますが、できれば1回、短い休憩を挟めるといいかなと思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、次第2、協議事項(1)令和4年度（2022年度）世田谷区多文化共生プラン取組み状況の報告及び報告書に記載する「多文化共生推進部会からの意見」について、まず事務局からの御説明をお願いいたします。

○文化・国際課長 それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。資料は2-1、2-2、2-3、この3つが内容になります。

まず、資料2-1ですけれども、「世田谷区多文化共生プラン取組み状況の報告について」ということで、令和4年度の実施状況、プランに基づく施策の状況を取りまとめましたので報告するものです。

取組み状況については、資料2-2が概要版ということでもとめてありますので、後ほどこれに沿って説明をさせていただきます。

資料の2-3は、内容が全部記載されている報告書本体の案になります。こちらも随時御確認いただきながら御意見をいただければと思います。

そして、本日御意見をいただきました報告書については、修正点等に反映させたものと、いただいた御意見を報告書の中に記載いたしまして、令和4年度の状況報告書として区のほうで確定をさせていただきます。8月末をめどに報告書を確定させまして、9月上旬に区議会のほうへポスティングすると同時に、区のホームページに掲載をして公表していくというスケジュールで考えております。

それでは、資料2-2で報告書の内容について御説明をいたします。資料2-2が状況報告書（概要版）の案ということになります。

まず、「『世田谷区多文化共生プラン』について」ということで、このプランについての説明を記載しております。こちらは令和元年度から5年度までのプランということで、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにしております。こちらは多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づいた計画になっているということで記載しております。

その中で、この条例と、プランの体系といたしまして基本方針を3点載せております。1つ目が「地域社会における活躍の推進」、2つ目が「誰もが安心して暮らせるまちの実現」、3つ目が「多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消」という、この3つの基本方針に沿って区の実施状況を記載して、その取組み状況について報告をしているということになります。

このプランの状況報告については、毎年これらの進捗状況を把握して、この部会でも御

意見をいただき、報告書として公表しているというものになります。

このプランの中で、数値目標ということで設定をしております。(1)から(3)まで設定しておりますけれども、「(1)多文化共生の推進に向けた数値目標」ということで、区民意識調査のほうから「多文化共生施策が充実していると思う区民の割合」ということで毎年調査を進めてきております。2023年の結果については現在取りまとめ中ということで、今回お載せはできておりませんので、直近の2022年の数字を載せております。この数字から大きく増えているという状況ではないと考えておりますので、2022年の数字の状況を目安として、この後の取組みの評価を進めてきております。

2つ目が「重点施策に基づく数値目標」ということで、重点①が「外国人の地域活動への参加が促進されていると思う区民の割合」、こちらは直近の2021年の調査は行ってないということなので、この中には載せておりません。

重点③については、2021年の調査は34%ということで、「外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合」というものを載せております。

(3)が「重点施策に基づく数値目標」のうち、外国人アンケート調査に基づくものです。「外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合」、「外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合」、それぞれ直近の調査の結果を載せております。いずれも2023年度末に設定をしております目標値に比べると、まだ達成し切れていない、届いていない状況にあるということが、今回この数値目標のところでの大きな捉え方と考えております。

続きまして、めくっていただきまして2ページになります。こちらは「数値目標に対する評価と課題」ということで、この後、最終数値が確定した段階で、現在のプランから数字的にどのぐらい動いているかを記載していく予定にしておりますが、どこも目標値を下回っているということになります。さらに取組みについての周知をしていく必要がある、または取組みについて継続して取り組んでいくことが必要になってくるかなと思います。

参考としまして「プラン策定後の国、都、区の動き」ということでまとめ、参考でグラフとして「区内在住外国人数過去5年間の推移」ということで載せております。コロナ禍にあって減少傾向にありましたけれども、コロナが明けた後にはまた増加に転じているということ、このグラフには代表的なものとして載せてございます。

続いて、3ページ、「『実績管理』について」ということで、それぞれの施策、取組みに基づいて、具体的なところでどのぐらい進捗したのかを測る目安ということで、それぞれ

の取組みの中から数字として管理ができるものを取り上げまして、毎年度その実績がどうなったかということで把握をしております。下のほうに記載をしてあります括弧の数字が見込み、前の年度に次の年度はこのぐらい行けるだろうということで見込んだものが括弧で記載をしてあります。括弧に囲っていない部分は実績の数字ということになります。

基本方針ごとにこれらをまとめてございます。基本方針1が「地域社会における活躍の推進」ということで、「(1)多文化共生の地域交流促進」ということです。地域住民との相互理解を深めるため、様々な交流事業を行ってきております。外国人の方が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進するという方針を定めていますが、こちらの中の取組みとしては、新型コロナの影響で中止されていた事業が一部再開をしてきたというところがこの状況になります。感染症の対策を行いながら徐々に事業を実施するというので、意識啓発に取り組んでこられたということになります。

実績としては、せたがや国際メッセの来場者数を挙げております。2022年度は実績として2000の方が来場ということで捉えております。2021年度は動画再生等、感染症の関係から抑えた形での開催になりましたので、それに比べると人数は増えてきているということです。見込みの数字については、新型コロナの状況が見えなかったということで設定をしておりませんでしたので、実績の数字2000人ということになります。2023年度については、2022年度と同じレベルの実績を見込んで2000人ということで考えています。

(2)の「地域活動への参加促進」については、外国人ボランティアの方の活用実績ということで、実績の数字と見込みの数字を押さえております。こちらについては、5人ということで見込んでおりましたが、実数としては4人となりました。2023年度は5人という数字を見込んで取組みを進めていきたいと考えています。

(3)の「外国人の区政参画推進」は、外国人の方との意見交換会を実績として挙げております。こちらについては、2021年度は開催ができませんでしたけれども、昨年度再開をすることができまして、30の方に参加をしていただけたということになります。2023年度の見込みとしては、昨年度よりも少し多い数字ということで35人を見込んでおります。

続いて、4ページ目、基本方針の2になります。「外国人への日本語支援」という方針としては、外国人の方に向けた日本語教室ということを目指してしております。こちらについては、昨年度は150名を超える申込みがありましたので、実際に参加の方は令和3年度の47人から63人ということで大幅に増加をいたしまして、おおむね好評でした。こちらはニーズがあるということで、ニーズに応じていく取組みを進めていくことになろうかと思

います。昨年度は63人の実績で、見込みは40人でしたが、2023年度については、開催回数を全5期に拡大して、100人の参加ということで見込んでございます。

「(2)行政情報の多言語化等の推進」ということで、世田谷区は「多言語表記及び情報発信の手引き」というものを持っておりますので、こちらに則って多言語化の推進や「やさしい日本語」等の普及に努めてきています。こちらは、指標としては庁内における多言語冊子・チラシ数ということで、30種を見込んでいましたが、29種の実績ということで、2023年度は30種の達成を見込んでおります。

(3)の「生活基盤の充実」は、外国人の方に対する生活相談等、生活基盤の充実を図っていくための取組みということで、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）を開設しましたので、こちらのセンターと連携いたしまして情報発信を充実させていこうということで、クロッシングせたがやへの来館者数を実績として取っております。こちらは見込みが3000人だったところ、実際は4012人の方に来ていただけたということでしたので、今年度については4200人の数字を見込んでおります。

「災害に対する備えの充実」ということで、外国人の方に対する防災、災害に遭ったときの対策ということでの取組みになりますが、外国人の方向けの防災教室について、実施回数を増やしていくことができました。具体的には6回の開催を行うことができています。コロナで実施できていなかったところになりますので、今後、7回を見込んで増やしていくという取組みになるかと思えます。

(5)の「ICTを活用した環境整備」については、情報ツールを有効に使って情報発信をするということになります。こちらは電話通訳、タブレット端末を使った通訳を導入しまして、来庁された方たちに対して相談をしやすくするということが好評な状況になっておりますので、こちらにも力を入れていきたいと思えますし、情報発信としては、やはりホームページということになりますので、こちらを充実させるということで閲覧者数を実績の数字として捉えています。2100件の閲覧者数の見込みに対して2099件ということで、今年度については2200件を見込んでいます。

基本方針3の「多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消」ということでは、解消するための講座の来場者数を実績として設定しています。こちらについては、新型コロナの状況で見込数が設定できなかったもので、実数ということになりますが、2022年度は307人の来場という実績で、こちらはさらに増やしていくということを見込んでおりますので、360人を設定しています。

「学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進」については、海外姉妹都市等への派遣事業を長らく休止しておりましたが、今年度から徐々に派遣を再開することを予定しております。今年度は44人派遣するということを見込んでおります。

最後、6ページ目ですが、「多文化共生・国際交流活動団体の支援」は、国際平和交流基金の助成事業等を使った団体の助成ということです。昨年度については、見込みは3団体でしたが、1団体の助成になりました。今年度についても、3団体について助成を進めたいということで見込んでおります。

「不当な差別的取扱いへの対応」は、苦情や意見の申立て、相談等の体制を整えておりますが、実績はございませんでした。

全体のまとめとして列記をしております。こちらの中で黒丸については、第1回の多文化共生推進部会からいただいた意見を踏まえて取り組んだ内容ということで記載をしております。

頭に四角のマークがついたほうは、そのほかの全体のまとめということで、これらのものをまとめとして記載し、最後にこちらの部会からの意見として、本日いただいた御意見を記載するというように考えております。

取組み状況報告書についての説明は以上でございます。御意見、御議論をよろしく願います。

○部会長 どうもありがとうございました。今、資料2-1、2-2、2-3、3つの資料を基に御説明いただきました。我々の今日の議論の趣旨としては、資料2-3の64ページに今「調整中」となっている空欄の箇所があるのですけれども、今日いろいろ皆さんに意見を出していただいて、それを基に、ここにこの部会からの意見ということで記載をしていただくことが目的になります。参考資料として、昨年度と一昨年度には委員の皆さんからどんな意見が出て、どのように取りまとめたかというのをA4の2枚、2020年度と2021年度、部会からの意見というのがあると思います。ここで皆さんで意見を出し合う中で、その2022年度版をつくっていききたいというのが今日の審議の趣旨になります。

前回あるいは前々回に倣って、基本的には、3つの方針がありますので、それぞれ方針の1から順番に、基本方針1は「地域社会における活躍の推進」ですが、この方針に沿って皆さんに意見を出していただきたいと思っております。意見を出す前に、課長から御説明いただいた資料に関して、御質問があればそちらを先に受け付けたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○部会長 今お気づきになったということですね。ほかの方はいかがですか。

○E委員 資料2-3の6ページ、上から5つ目の四角の中で、「外国人にとって必要な情報や、公共施設、サイン等について、『やさしい日本語』やルビ等の普及も含め」とあります。ここでは「ルビ」となっているのですが、23ページ、基本方針の1、「外国人の区政参画推進」の11番、区民意識調査の実施の一番右側の四角の中で、「日本語（ふりがな付）のほか」となっていますので、どちらかに合わせたほうがよろしいのではないかと思います。

○事務局 ありがとうございます。ルビに統一してまいりたいと思います。

○部会長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。

では、皆さんが考えている間に私からお聞きしますけれども、概要版の1ページ、数値目標の(2)と(3)で、前者は区民意識調査で、後者は外国人アンケート調査ですが、重点③は両方に同じ項目があるということですよ。重点①は外国人アンケート調査では聞いていないのでしたか。逆に、重点②は区民意識調査では聞いていない項目ということになりますか。

○事務局 おっしゃるとおり、現在、重点①については、外国人アンケートでは聞いていません。重点②につきましても、区民意識調査では調査を行っておりません。

○部会長 前者は主に日本人の方が多いと思うので、両方に聞くと、例えば重点③だと、日本人よりも外国人のほうが偏見・差別が解消されてされていると思う割合が高く出たりして、比較できると面白いのかなと思ったのですけれども、聞いていないということですね。ありがとうございます。

では、ほかの方、いかがですか。

○G委員 同じく資料2-2の1ページ目の数値目標ですけれども、先ほど課長から80%という目標に対しては届いていないという御説明がありました。伸びてはいるという数字ですが、一見したときに、ギャップは何なのかという説明がやはり必要になってくると思うのですけれども、そもそもの80%という目標がどこから来たのか。以前御説明があったかもしれないのですが、この調査項目を見ますと、分からないとか見たことがないとか触れたことがないので答えられないという人がほとんどなのではないかなと。90万人を超える世田谷区民の中で、2万3000人ぐらいの外国の方、3%ぐらいはいらっしゃるのですけれども、ふだん触れ合わない方も多いので、これは一向に埋まっていかないかもしれないという感じがあって、説明があれば数字だけ置いたみたいな感じに見えないので、報告書

としてはよいのかなと思いました。以上です。

○部会長 ありがとうございます。この80%という設定の根拠というか、その背景をお知りになりたいということでもお聞きになりますか。そもそも高過ぎたのかなということですかね。

○事務局 80%というのは現行のプランで目標にしているところではあるのですが、80%というのがこの部会を経て設定されたものだと思っているのですけれども、過去に遡って、この数値がどのように設定されたかというところが現時点では資料として見つかりません。ですので、どのように議論がされて80%という数値に設定されたのかが事務局としても把握できていない状況です。

○部会長 何名か第1回に参加している委員がこの場にもおりますが、何かコメントはございますか。

○B委員 この会議でも以前同じ話があったかと思うのですが、高いという意見が出て、そのままになったということは、もしかすると事務局提案で高め設定で出ていた。委員のほうでは高いという印象を持っていたような記憶もあるのですけれども、曖昧なことを申してすみません。

○部会長 あまり憶測で議論してもあれなので、ひとまず……。

○B委員 今これが出ている中で、どのように考えるかというところかもしれません。

○部会長 これは全部80%になっていますものね。これの見直しをするタイミングはどの段階でありますか。数値目標について、これはずっと続くわけではないですよ。

○事務局 数値目標は見直しを行います。前回お示しさせていただきました考え方のところで、新たな数値目標ということで一旦お示しをさせていただきました。下方修正にはなるのですけれども、現実の数値を踏まえた目標というところで設定をさせていただきます。

○部会長 次のプランのときということですよ。だから、この後も議論がありますけれども、そこで見直しをする。

○事務局 その予定であります。ありがとうございます。

○部会長 ほかの委員の方はいかがですか。

○B委員 とても形式的なところですが、資料2-2の3ページ目の下の(3)のところで、「意識・実態調査を実施し」という記述があります。誰に対する調査なのかが一見分かりにくいので、調査名のもう少し前のところも取って……。

○部会長 正式名ですか。

○B委員 正式名だと長いので、例えば「外国人区民の意識・実態調査」とか、これは2-3の状況報告書の中も同じですが、意識・実態調査だけだと主語が日本の方なのか外国の方なのかが分かりづらいと思います。それを書くことで明確になるのではないかと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。

○A委員 4ページ目の基本方針2の(3)のせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の来場者数についてですけれども、こちらについては、来場理由というか、どのような形でいらっしゃったとかということはお分かりになりますか。なぜそう思ったかといいますと、2つ目のポツで「相談件数は年々増加している」と書かれていて、相談に来ているのか、それとも情報を得に来ているのかというのがちょっと分からない数値になっておまして、確認させていただければと思いました。以上です。

○事務局 ありがとうございます。せたがや国際交流センターについては、来場者数ではカウントはしているのですけれども、直接受付にお声をかけられる方もいて、かけられない方もいてというところで、その内容が情報を得に来ているのか、ただ展示を見に来ているのか、もしくは相談に来ているのかというところまでの件数は全て取っているわけではございません。

○部会長 この「実績管理」というのは、トータルにあのスペースに入ってきた人は全部カチカチとカウントしている感じですかね。

○事務局 来館の方の数をカウントしているような状況でございます。

○A委員 2つ目の黒ポツで「相談件数は年々増加している」と書かれていたので、それはどこに根拠があるのかをお聞きしたかったということです。

○事務局 相談を受けたといいますか、案内をした記録というのは取っています。

○部会長 別途、相談件数の統計があるということですね。

○事務局 国際交流センターについては、相談といいますか、案内をした記録というのはあるのですけれども、その件数は特に取っていないのです。2つ目の黒ポツの項目については、区役所の中の外国人相談の窓口で件数を取っているところです。

○部会長 ちょっと紛らわしいですよ。「区役所の外国人相談窓口における相談件数は年々増加している」としていただいたほうがいいかなと思います。

○A委員 クロッシングせたがやに相談にいらっしまったのかと思い、私のほうで誤解を
しました。失礼いたしました。

○部会長 「区役所」と補っていただいたほうがいいかなと思います。

○事務局 追加いたします。ありがとうございます。

○部会長 今のは基本方針2に関わることなので、基本方針1について先に御意見をいた
だきたいと思います。ほかの方はいかがでしょうか。去年や一昨年の部会からの意見を見
ると、コロナでなかなか交流は難しいけれども、何とか工夫をしてほしいという意見が載
っていたのかなと思います。一応コロナは終わりつつあるのですけれども、それを踏まえ
て、何か御意見がある方はいらっしまいますか。

○A委員 3ページ目の「地域活動への参加促進」の外国人ボランティアの活用実績につ
いて、5人という数値が多いのか少ないのかちょっと分からないところがあります。少な
いとするならば、何か工夫はできないかなということをおもった次第です。どのような形で
活動されていて、今後もう少し増やせるような機会がないかなと思ひまして、お考え等
をお聞かせいただければと思います。

○部会長 これは例えばどういうボランティアを想定していますか。そこも含めてお願ひ
します。

○事務局 これまでは、せたがや国際交流センターの中でニュースレターを発行しており
まして、その翻訳に携わっていただけるボランティアの方をカウントしておりました。今
後につきましては、昨年度、ボランティア協会とお話をさせていただいて、ボランティア
協会に登録のボランティアの方、日本人、外国人を含む方ですけれども、その方の活用
について、今後もっと活用できればということでお話をさせていただいております。今年度
につきましては、外国人のためのリレー専門家相談会の通訳のボランティアをボランティ
ア協会登録の方から募集をかけるということで、3名の方に応募いただいたのですが、実
際7月29日に専門家相談会を行うのですけれども、その前の研修の段階で日程が合わなく
なってしまうと、現在、外国人の方のボランティアについては参加する予定がなくなっ
てしまったような状況です。

○部会長 ゼロになったのですか。

○事務局 そうです。ですので、そういった機会を捉えて随時募集をかけながら、通訳と
か、そういったところで御活躍いただける場がないかということで、今、検討は行ってい
るところです。

○A委員 ありがとうございます。基本方針1で「活躍の推進」とありますので、もう少し機を捉えてというか、場が設定できるといいのかなと思います。コロナ禍がある程度落ち着いた中で、やってみたいという方もいらっしゃるかと思いますので、その声が反映できるような取組みができるといいなと思っています。以上です。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

○部会長 ちなみに、世田谷区在住の外国人住民は何人でしたか。

○事務局 現在、2万4200人です。

○部会長 2万4000人いて5人というのは、少なめな印象にはなりますね。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。基本方針1に関して、御質問あるいは御意見のある方はいらっしゃいませんか。

○B委員 今のA委員の御意見の外国人ボランティアのところは、何か工夫の余地があるのではないかと私も思いました。例えば、クロッシングせたがやなどで、外国の方が相談の場を得るだけではなくて、交流の場としてとか、気軽な多文化に触れる場として、通訳とか翻訳以外でも、そちらで活動の場がたくさんあり、そういったボランティアの活用機会をつくれたらということをおもいました。そのあたりはいかがでしょうか。

○部会長 私も関連してですけれども、先週、中野区で区長と留学生の懇談会というのをやりました。そのときに留学生から、いろいろサポートを受けるのはありがたいけれども、自分も何かやってみたい、それで地域に役立ちたいということで、最初に挙げたのは、中国の留学生が中国語を教えたいといった発言もありました。クロッシングせたがやで外国人の方に講師をやっていただくとか、そういうのも一つかなと思いました。

○事務局 ありがとうございます。御意見をいただいたように、今後、ボランティアの活用についてということで、より外国人が参加していただけるイベントや、そういった機会は、区役所というよりも国際交流センターのほうが役割としても機会としても多いのではないかと考えております。現在、国際交流センターでのボランティアの活用については、メールマガジンに登録した方にお声がけをして、何かに参加していただくという方法を取っております。

○部会長 クロッシングせたがやが出しているメールマガジンは何人ぐらいの方が登録していますか。それは外国人限定ですか。日本人も入れるのですか。

○事務局 日本語でのメールマガジンです。

○部会長 D委員は御存じでしたか。メールマガジンを発行しているそうです。

○D委員 受け取っていないと思います。

○部会長 登録制ですか。

○事務局 登録制です。

○部会長 どのぐらいの人が入っているかは分かりますか。後で教えてください。そこでボランティアを呼びかけているのですか。

○事務局 そうです。そういったニーズがあるときにはメールマガジンで呼びかけをしているところです。ただ、もう少し広がりが必要かなとも思っておりますので、今後、また話し合いながら検討したいとは思っております。ありがとうございます。

○部会長 了解しました。ほかの方はいかがでしょうか。

○C委員 今の件で、「協力したい」と答えている方がとても多いようですが、実は、うちの町会でも外国の方が越していらして、加入するとき大変だったのです。英語をしゃべれる子を集めたり、タブレットを使ったり、それこそ大変だったのですけれども、そのよくなときに世田谷区に使える機材みたいなのはないのかというお話をしましたら、世田谷区では全くそれがなかったということで、英語をしゃべれる子を探しながら何とかしたのですが、そういうときに外国人の方を通訳で派遣していただけるという制度があると町会としてはとてもありがたい。たまたまうちにはいたからよかったんです。全部は分からないけれども、幾らかはできるということで頑張っていたいたのですが、そのような町会がこれからあると思います。そういうときに、機材を用意するのだったら外国人の方にボランティアの通訳で来ていただけるようなシステムをつくっていただくと、町会としては非常にありがたいのですけれども、いかがなものでしょうか。

○事務局 今のところは何もそういった予定がありません。ただ、全国を見てみますと、ほかの自治体でボランティアの活用制度を採用しているところもございますので、そういった事例を確認しながら、どのようなことができるかというのは、御意見をいただいたように、ちょっと考えていかなければいけないのかなと今思っております。ただ、今タブレットというお話をいただきましたけれども、例えば、職員がタブレットを一緒に持って行って通訳の支援をするというところは、できなくはない状況であります。あとはボランティアの募集をしていただくというところしか現時点ではない状況ではあります。申し訳ありません。

○C委員 タブレットでもいいのですけれども、微妙なニュアンスみたいなものが伝わらないんですよ。それから、防災訓練に来て、楽しいことがいっぱいあるのよとかと伝えたいんですが、そういう細かいニュアンスが伝えられなかったというのがとても残念だなと。デメリットとかメリットではなく、まちの一員になったのならばぜひという細かいニュアンスが伝わらなかったのが今回残念だったなと思ったものですから。

○部会長 そのときは何語の通訳ですか。

○C委員 英語です。英語ですから何とか見つかりまして、その子も特にしゃべれるというわけではない子で、片言でお互い意思の疎通をしながら入っていただいたのですけれども、その先の言葉が見つからないので、世田谷区にそのような機材がないのかと伺ったら、ないということだったものですから。何とかお入りいただきましたけれども。そうではなく、まちの中で一緒にやると楽しいよ、みたいな細かいニュアンスが伝えられたらすごくいいのではないかなと、とても思っていたものですから。ボランティアの方が来て、私たちの活動を一緒に見ていただいて説明していただいたりすると、もっとまちの中に溶け込んできてくださるのではないかなとちょっと思ったものですから。それだけです。

○部会長 ありがとうございます。課長、ありますか。

○文化・国際課長 御意見をいただいて、ありがとうございます。次の計画のほうにも関わってくるので、今いただいたものは何とか少しでも実現ができるようにと。今お話がありましたけれども、多分どこの町会の方々も同じようなことが出てくると思っていますので、区としてボランティアを全体で何人か押さえておくというのがいいのか。世田谷の場合、各地域地区の中では、英語がしゃべれる方、いろんな言語ができる方が本当にたくさんいらっしゃると思っています。私は前の仕事で、地域行政の条例、計画をつくって、世田谷は特徴がありますので、これからはまちづくりセンター単位で、その中でいろんな課題を見つけて、まちの方々と協力して解決をしていくということを世田谷区は今後進めていきますというのを出しました。さっきタブレットというお話をしたのは、まちづくりセンターの中で、アプリでやるというわけではなくて、通訳の人とテレビ電話でつないでやるというものもありますので、そういったものも徐々に広げていきたい。例えば日ちが分かっているならば、まちづくりセンターへ来れば使えますとか、まちづくりセンターにもタブレットとかオンラインの仕組みをつくっていこうとしています。身近なところのほうの小回りが利きますし、「またあの方をお願いします」と言うと、仲よくなったりするきっかけにもなるかなとイメージはしていますが、ぜひ次の計画に入れ取り入れていくヒン

トにしたいと思います。ありがとうございます。

○部会長 各まちづくりセンターにタブレットを置いているのではなかったでしたか。

○文化・国際課長 まちづくりセンターでは相談をされても全部解決できるわけではないので、今だと区役所の本庁だとか総合支所に行き直してもらわなければいけないのを、タブレットのZoomとかでつなぐモデル実験を今年度までやっていて、来年度からは全部のまちづくりセンターでつなげられるようにしたいということで進めていますので、外国語を解するというところまで全部入れ切れるかどうかはあれですけれども、機材が一応入ったり、少なくともまちづくりセンターのほうで通訳できる方がいれば専門の相談もできたりするという事は可能になるかなとはイメージをしています。

○部会長 ありがとうございます。私は今のお話の間に国際交流センターのホームページを見てみたのですけれども、メールマガジンの登録が書いてあって、でも、これは多分日本語しかなくて、センターのイベント、講座、外国人支援のお手伝いと書いているので、これとはまた違うんですか。これは日本人の方が申し込みそうな感じがするのですが、ほかに外国人向けのメールマガジンがあるんですかね。すぐ分からなかった後でもいいのですけれども。

○事務局 すみません、今、分かりません。恐らくそのメールマガジンだと思います。

○部会長 了解です。

では、そろそろ2と3に移っていきたいと思いますが、2に関してはいかがでしょうか。「誰もが安心して暮らせるまちの実現」に関してですが、前回、前々回、2については皆さんからいろんな御意見が出ています。

○E委員 4ページ目の「(2)行政情報の多言語化等の推進」の「施策に対する評価と課題」の2つ目のパラグラフで、「職員向け」というのは、区の職員の方という意味ですね。そこで、区の職員に向けた「やさしい日本語」の研修は大変好評であったので、引き続き云々とあるのですが、区役所の中だけで実施するのではなくて、例えば商店街の外食業とか小売業、そういう業界の店員さんに向けた「やさしい日本語」の講習や、パンフレットの的なものをつくって商店街組合等に配るようなことは考えられないでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。現在、実施していることとしては、職員向けの冊子、日本語研修に加えて、せたがや国際交流センターのほうで区民向けの多文化理解講座というものを行っておりまして、その中で「やさしい日本語」をテーマに区民の方に向けて講

座を行っているところです。商店街や何かに絞った状態では行われてはいないのですが、区としては、「多言語表記及び情報発信の手引き」の中に「やさしい日本語」も含めて、これをもう少し広めていきたい、周知をしていきたいとは考えております。今のところ、それ以外にはないのですが、今お声をいただいて、「やさしい日本語」について、もう少しできないかというところは検討していきたいと思っています。こういった形でできるかというのはあるのですけれども。

○E委員 これは6月1日の区の広報ですが、このようなものの中に挟み込んで、新聞折り込みで配るようなことから始めてもいいと思います。

○部会長 ありがとうございます。実は、私もゼミ生と一緒に中野区の商店街の方々を対象にした「やさしい日本語」のワークショップをやったことがありまして、商店街の皆さんは結構喜んでくださって、外国人を接客するのに英語ができないと駄目だと思っていたけれども、「やさしい日本語」でも話せるのだったら、それはありがたいという反応を受けたこともありました。それはコロナの前ですけれども。だから、例えば世田谷区の商店街とか経済振興の部署などと連携して、商店街向けに啓発するのもいいのかなと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。基本方針2のところはよろしいですか。

○D委員 多分基本方針2の「(3)生活基盤の充実」のところなのかなと思いますが、以前も似たような発言をさせていただいたかと思うんですけれども、日本語のみならず、それぞれの母語を身につけるための支援というものがあれば、さらにすばらしいとのことですが、自分たちの移民のコミュニティで完結しないようなケースもたくさんありますので、何らかの形でつながり、あるいは場所の提供が可能であれば非常によいと思います。

同じく「生活基盤の充実」ですけれども、世田谷区は年を取っていく外国の方もいますので、教育、住宅、就労のみならず、例えば医療だったり、あるいはお墓をどうしようかという相談も出てくるようなこともあったりしますので、その範囲も少し広げていただければと思います。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。今は要望ですね。ほかに意見のある方はどうぞ。

○F委員 ちょっと教えていただきたいのですが、今の「(2)行政情報の多言語化等の推進」のところのチラシの数ですけれども、29種で、括弧のところは30種で見込みですよ。61ページと62ページは29まで書かれていて、あと1つというのは、これからということですか。

○事務局 これからになります。記載させていただいているのは実績になりますので、それ以外についてももう少し広げられないかというところで、新しくしていければと考えております。

○部会長 ほかの方はいかがですか。

○A委員 (1)の「外国人への日本語支援」の「施策に対する評価と課題」の黒ボツの2つ目ですが、「約6割の方が『外国人向け日本語教室を知らない』と回答していることから、引き続き周知を強化していく」という形ですけれども、実績のところ、さらには見込みで今100人という形で、40人ほど増、かなり大幅にということを想定されていると思います。強化という形で書かれているのですけれども、今、周知の方法をどのようにするかということが案としてございましたら、少し教えていただければと思います。今までどおりとはいかない形で考えていらっしゃるからこそ、40人増というふうに見込みをされているのかなと思ひまして、お尋ねしました。以上です。

○事務局 ありがとうございます。この40人増につきましては、周知の強化というよりも、受入れの数を増やしていく予定にしております。これまで年3期、それぞれ定員20名で行っていたところを、今年度につきましては、オンラインを2期追加して年5期で各期定員20名、合計100名の予定にしております。今年度につきましても、受講希望の方がかなりたくさんいらっしゃいます。ですので、受入れが間に合っていないというところもございます。周知につきましては、引き続き強化といえますか、これまでは、例えば第1期を行っていますというときには第1期の情報しか出ていなかったのですけれども、もう少し先の情報まで、第2期はいつから始まります、いつから申込みできますよということで、もう少し長く先の未来まで見えるようにということで周知の方法を強化しながら、あとはSNSとか、国際交流センターと連携して周知をしているような状況でございます。

○A委員 今お聞きして、ニーズはあるということで、受入れも拡大されたと理解しました。おっしゃられたとおり、先まで見越して周知されると受講希望者も計画を立てやすく、よりニーズに合ったサポートができるのかなと思ひました。ありがとうございます。

○部会長 今の日本語に関連してですけれども、「施策に対する評価と課題」のところで「東京都の動向についても確認しながら」と書いてあって、ふと思ひ出したのですが、東京都は今年の3月に日本語教育の推進に関する基本方針みたいなのをつくりましたよね。

○事務局 「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」をつくりました。

○部会長 それをさっきの国、都、区の動きの一覧のところに入れていただいたほうがい

いのかなと思いました。

○E委員 今回の日本語教室に関連して、この教室があることそのものを知らなかったという方が結構いらっしゃるのです。先程申し上げたように、これは区の広報で、第2期の案内ですか、7月8日から9月13日まで云々とあります。これは新聞折り込みで私のところに来ているのですが、このほかにもどこかで配っているのでしょうか。

○事務局 チラシを配付しております、それは各総合支所であったり、まちづくりセンターであったり、いろんなところで配っているものと、ホームページで公開しているもの、あとはSNSで発信しているものもございます。せたがや国際交流センターのほうでホームページとSNSで発信してもらっています。

○E委員 そういう意味で、本当に日本語を勉強したいと考えている外国人の方は、自ら積極的にホームページをのぞいたりということをやっておられるのでしょうかけれども、こういうものは最近のSNSで拡散をしてもらうということも1つお考えいただいてもいいのかなと思っています。

もう一つ確認ですが、対象に「日本語を初めて学ぶ方」とあるのですが、生まれて初めて日本語を学ぶ方もどうぞということでしょうか。

○事務局 そういう意味も含んでおりますが、実際に来られる方がもう日本にいらっしやっている方ですので、「あいうえお」も何も分からないという方はとても珍しいかと思っています。ただ、そういった方を受け入れないということではありません。

○E委員 レベルはいろいろでしょうけれども。

○事務局 はい。

○D委員 世田谷区では数的に少ないかと思いますが、板橋区の例なのですが、ウクライナからの避難民の関係で、子どもたちが日本語を勉強したりして、ボランティアで教えてくれる方々も、もう既に日本にいるほかのウクライナ人とかロシア人だったりというお話をよく聞くのです。この間聞いた一つのケースで、小学生で、ちゃんと学校に入っ
て、とてもよく受け入れてもらって問題はなかったのですけれども、紛争の地域から来ているということで、勉強しようにも勉強できないような状態ですので、言語を学習する前に、福祉側から心理カウンセリングとかというケースが、そんなに多くはないと思いますが、ピンポイントであったりして、世田谷区の中でも1つ2つそういったケースが発生してもおかしくないような状態ですので、御参考までに情報を伝えさせていただきました。

○部会長 ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。

では、私から。多言語冊子で、これだけ見ると順調な感じするのですけれども、多言語といってもいろんな言語があって、これはそもそも何語のことなのか、これだけだと分からないし、英語だけつくっていて、それも多言語に含まれているのかとか、あと多分テーマによって必要な外国語のニーズも違ってくるのかなとも感じていて、一般的には、ほかの区だと、例えばベトナム語とかネパール語はかなり困っていたり、ニーズが高かったりすることもあるので、多言語冊子の数だけで実績管理というのはちょっと大ざっぱ過ぎるのかなと私は感じました。

もう一つは、「生活基盤の充実」のほうで、『せたがや国際交流センター』と連携し、外国人への情報発信」とあるのですが、この「連携」というのはどういう意味なのかお伺いしたいと思います。以上です。

○事務局 後半の連携というのは、どの部分の連携ですか。

○部会長 「(3)生活基盤の充実」のところで、『せたがや国際交流センター』と連携し、外国人への情報発信を充実させることができた」というのは、何ができたということになるのでしょうか。

○事務局 この「充実させることができた」というのは、区で行うことがなかなか難しいインスタグラムとか、そういったSNS媒体を中心に、もう少し自由に発信することができたという意味です。それに伴って、例えば情報が届く方も増えてくるのかなというところがございます。

○部会長 行政よりもセンターのほうが、そういったSNSでの発信がしやすいという意味ですか。

○事務局 縛りがあまりないというところで、その部分については、区でできないところをやっている、そういった発信ができるというところを書かせていただいております。

○部会長 分かりました。

多言語冊子の多言語というのは何語を指しているかまでは分かりませんか。

○事務局 多言語は特に何かに縛っているというわけではなく、文化・国際課で発信するものについては、基本的に英語、中国語、ハングルと何となく中では決めてはいるのですが、各所管となると、おっしゃるように、その内容によって必要な言語が変わってくるかと思っておりますので、情報発信の手引きでは書いているのですけれども、実際に行うのは各所属になるので、そこにお任せしているような状況ではあります。

○部会長 そうすると、特に把握はされていないということになりますか。

○事務局 把握はしております。

○部会長 それぞれの部署がどういう言語で発信しているかは分かるということですね。

○事務局 そうです。それはこの報告書の中に記載をしております。

○部会長 分かりました。

○事務局 61ページ、62ページに一覧があります。

○部会長 ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。

○B委員 資料2-3の25ページで、日本語のところに話が戻ります。14番と15番で、14番は日本語教室、これを担っている方は、いわゆる専門家、日本語教師が行っているものでしょうか。15番は、いわゆる日本語ボランティアの養成。区として、日本語をサポートしていくというところのボランティアが担うような部分と、恐らく14番というのは、日本語教師の方が専門的などところでされていると思いますけれども、そのあたりの連携というか、どうつながっているのか。例えば、15番のサポーター講座であれば、修了者は地域の日本語教室につなげていく。そういった場合に、区として地域の日本語教室との連携関係であるとか、そのあたりはどうなっているのか。もしくは14番で、修了した方たちの修了後の学習先として地域の教室につなげるようなことをしているかなど、日本語教室の状況を教えていただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。区としては、15番、せたがや日本語サポーター講座で日本語教育に携わるボランティアの方を育成しております。基本的には、日本語教育につきましては、最初の入門は区が行う、行政が行うというところを基本としております。それはプロの業者に委託をして実施をしているところですが、そこが終わった方については、地域の日本語ボランティアの団体につなげていくというところで紹介をしております。せたがや日本語サポーター講座、ボランティアの養成講座につきましても、地域の日本語支援ボランティアの団体の方にもお声がけをして、初級と中級という形で実施をして、その団体の日本語教育のレベルといいますか、しっかりやっていっていただくという体制は取っております。地域の日本語教室につきましても、毎年、情報交換会を行っております。地域の日本語教室の運営状況とか区に求めるものなど意見を伺いながら、そこを採用するのか、また、課題として今後取り上げていくのかというところを検討しながら連携をしているところではございます。

○B委員 ありがとうございます。その話は次のプランの素案と関わってくるのかもしれ

ないのですけれども、今、国の動向や都の動向というところで、地域の日本語教育は専門家による部分と市民によって担う部分と分けていこう、もしくは連携していこうというところが打ち出されているので、そのあたりがプランの中にでも少し見えるように出てくるというのではないかと思います。感想です。

○部会長 ありがとうございます。

では、さっきのところに戻ってしまうのですけれども、61ページ、62ページを見ると、多言語の内容ですが、29のうちの14が英語だけです。半数近くは英語だけなので、これを多言語冊子と言うのはちょっとミスリーディングなのかなという印象を持ちました。もちろん、英語に訳すことはとても意義があり、重要だと思うのですけれども、テーマによっては、ほかの言語についても検討していただくといいかなと思いました。

それでは、いよいよ基本方針の3に行きましょうか。

○D委員 3に関しまして、5ページの「学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進」ですけれども、勉強不足で多分分かっていないところもあるかと思いますが、国際理解教育というのは、もう決まって学校の中にあるプログラムだと思います。ただ、新しいプランとして、多文化共生のほうが多分国際理解教育よりもイメージとして大きいですね。国際理解というのは、どちらかという外国語を勉強したりとか、いろいろな文化に触れるようなイメージがこれまで強かったかと思いますが、この部分を見る限り、逆になるはずなのではないかと思います。国際理解も含めて、より広い意味での多文化共生ですけれども、ここも結構外国語と書いてあって、多文化共生であれば、外国語教育のみならず、本当に広い範囲、日本の中での多文化というのも含めているかと思うので、この枠組みについて、いかがでしょうか。お願いいたします。

○事務局 前回の部会でも同様の御意見をいただきまして、ここは「学校教育における多文化共生に関わる教育の推進」という表現に変更する予定としております。

○部会長 よろしいですか。ありがとうございます。「基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消」ですけれども、ほかの方はいかがでしょうか。

○E委員 取組み状況報告書（案）の59ページの「多文化共生・国際交流活動団体の支援」について、助成団体が1団体だけということですが、応募件数どのくらいあったのでしょうか。

○事務局 応募件数自体がコロナの影響なのか少なくなっております。

○部会長 応募件数は非公開ですか。

- 事務局 非公開にはしておりません。ほぼ応募件数イコールになっております。
- 部会長 採用件数なのですね。分かりました。
- E委員 今後もこういった活動をどんどん拡充していただきたいと思います。
- 事務局 御意見ありがとうございます。
- G委員 基本方針3の(1)の「多様な文化を受け入れる意識の醸成」というところで、区民向け多文化共生講座来場者数というのが実績管理にございますけれども、新型コロナの状況により数字が変動してしまうという、この書きぶりが非常に消極的に見えてしまうと思っております、講座スタイルというのはオンラインが力を発揮しますし、動画があることによって、それこそ再生数が上げられていくところなので、区民一人一人の相互理解を深めていくという意識づくりのところ、コロナによって減ってしまいますというふうにならないように書けたらいいなど。この先のプランの話になるかもしれないのですが、よいコンテンツは、こういうものがありますよというのを連携したところに、それこそ商店街とか、いろんなところに流布して見ていただけるような、そういう運用の仕方も含めてアイデアを出していくのがよいのではないかなと思えました。以上です。
- 部会長 ありがとうございます。数字を見るとだんだん減っていくというか、2021年度は417人で、それが307人に減って、2023年度はまた増えるという見通しですか。
- 事務局 実績からこれぐらい増えるであろうという見込みです。
- 部会長 ちなみに、2021年度はどういう講座でしたか。
- 事務局 これは多文化理解講座という、せたがや国際交流センターで行っている講座です。いろんなテーマを取り上げていて、例えば「やさしい日本語」等も取り扱っています。
- 部会長 複数回やって、トータルで417人で、2022年度も同様ですか。
- 事務局 はい、同様です。ただ、たしか実施回数が異なります。
- 部会長 これは全部対面講座ですか。
- 事務局 基本的には対面講座です。
- 部会長 今さらですけれども、国際交流センターの活動が話題になることが多いので、センターの方にもこの会議に参加していただけたら直接やり取りできて、よかったのかなと思えました。
- 事務局 ありがとうございます。
- 部会長 あの方はいかがですか。基本方針3に関して、御質問、御意見はありません

か。

あと、「まとめ」のところも、まとめとして意見を出したほうがよろしいですか。これも実際には、今年もまとめみたいなことでつくるということになるのでしょうか。

○事務局 基本方針ごとにつくっていきます。

○部会長 概要版だと6ページの最後のところに「まとめ」というのがあるのですが、ここに関連して、御質問とか御意見のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

もしそのほかに御意見がないようであれば、一応ここで一区切りということにして、若干休憩を挟んで、16時再開ということでもよろしいでしょうか。事務局、よろしいですか。

○事務局 はい。

○部会長 では、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。

(休憩)

○部会長 皆さんお戻りのようなので、再開をしたいと思います。

続いて、協議事項の(2)「世田谷区第二次多文化共生プラン(素案)(案)」について、まず事務局からの御説明をお願いいたします。

○文化・国際課長 それでは、資料3の説明に入らせていただきます。こちらは世田谷区第二次多文化共生プラン(素案)ということで、今議論していただきました現行プランの次の計画、来年の4月、令和6年度からの計画の素案ということになります。最終的には、来年の4月からですので、この後、検討を続けていきますから、考え方とか項目が入っています。細かい事業等についてはまだ記載がされていない状態の案ということになります。

口頭で申し訳ないですが、この後の流れということですが、検討して素案から案にバージョンアップを図っていくわけですが、今日、御意見をいただいて、庁内で素案をまとめていきまして、9月に議会のほうに報告をした後に区民意見募集ということで、区民の方からこの素案に対して意見をいただく機会を設けます。「区のおしらせ」に載せて意見を出してください、ホームページ等でも御意見をくださいということになります。また、10月にこちらの部会がありますので、そこにはそういった意見を反映させたもので、今度は最終的なプラン(案)ということでお示しをさせていただき、また御意見、御議論をいただいて、最終的には2月に区議会のほうに報告をして、3月に決定をするということで考えております。そういったスケジュールの中で、今日、素案について御説明させて

いただいて御意見をいただきたいということです。

○部会長 素案の案というのはちょっと変な感じがするのですけれども、素案というのが一応固まって、それを議会に報告したり、あとパブコメにもかける、その基が素案ということになりますか。

○文化・国際課長 そうですね。こういった計画をつくる時、案の前の段階を素案という言い方をしています。まだ素案が決定していないので、素案の案という、ちょっと分かりにくい役所的な表現で申し訳ないのですが。

○部会長 了解です。

○文化・国際課長 それでは、御説明させていただきます。基本的に今の計画を踏まえたというか、あまり大きく変えない形になっております。

まず、6 ページ、「計画の背景」ということで、次の計画を策定する趣旨とか背景を記載しております。こちらは今のプランをつくった経緯から、その後、起こってきたこと、背景となるポイントについて記載をしています。具体的に、やはり大きいのは2 段落目の新型コロナウイルスの関係ということ、こちらには外国人の方の人数が一時的に減少したのだけれども、また増加傾向にあるということ、現状では過去最多の人数になっているということです。

それから、国のほうの法令の動き、外国人、日本人も含めてですけれども、今後の人口の推計で、最近出された国立社会保障・人口問題研究所の情報、総人口の1 割になっていくのではないかという予測が出ていることから、今後、外国人の方の人数が増えていく、また、こういった施策を打っていくことが重要だということ、これを背景として記載させていただいています。

さらに、この計画をつくるに当たって意識調査、実態調査等を行ったり、ヒアリングを行ったりということで、情報を集めてこの計画の素案をつくっているということになります。

一番下の囲みのところで、改めて多文化共生についての定義、またはここで使われている「外国人」という表記、「外国人等」をどういう意味で用いていますよと。条例に基づいた計画ということになりますので、こちらで最初に注釈を入れさせていただいております。

7 ページ、8 ページが国の動向ということ、国全体の統計的なデータ、9 ページでは国の動きということになります。この中で、真ん中に「出入国及び在留外国人の公正な管

理」というところがありますが、直近で決まりました法改正があったことについての記載を今ここに入れていないですが、申し訳ないです。追加をさせていただく予定にしております。

10ページからが東京都の状況ということで、東京都の人口等の数値、東京都の取組みということで記載をしております。

12ページからが世田谷区の状況ということです。同じように人口の推移等を出しています。こちらは2022年が最後になっていますので、減少傾向のままに見えますが、実際にはここから増えている形になりますので、最新のデータに置き換えていこうと思っています。今、国、東京都、区を比較するために同じ年次で置いています。国の最新数値が出てきていないので、この形にしていますけれども、最終的にはそろえた形か、もしくは区のところは最新のものを載せていこうと思います。

13ページがそれぞれの人口の割合で、世田谷区は、人数は多いのですが、総人口に占める割合としては一番少ないということになります。

14ページからが国籍等の内訳、こちらはやはり中国籍、韓国・朝鮮籍の方が多いのですが、国や都と比べて、世田谷区は米国、英国の方々の割合が上位に来ているという特徴がございます。

あと、在留資格別外国人数ということで、最近では留学よりも技術・人文知識・国際業務という方の割合が増えているということです。

15ページは年齢的なところ、外国人の方は20歳から29歳が一番多いということで、若い層の方が多いことが見てとれます。

16ページでは、これまでの区取組みということで記載をしています。条例をつくった以降の取組みということで対応してきています。直近ですと、ウクライナ避難民の受入れ、それから国連難民高等弁務官事務所との連携ということで、難民を支える自治体ネットワークの署名を行っているということでの区取組みを記載しております。

続いて、18ページからが「計画の概要」ということになります。「計画の位置づけ」については現行のものと変更なし。これは条例に基づく計画ということですので、同じものになります。

その下、こういった役所の計画になりますので、ほかの様々な分野や、世田谷区全体のことを定めている基本計画・実施計画とも連携、調整を取るということが必要になります。ちょうど基本計画も令和6年度から新しいものをつくるということで現在検討を進め

ていますので、その検討と合わせて、この計画も整合を取っていくということになります。ちなみに、大本の基本計画が変わるということですので、世田谷区役所の中でのいろいろな計画をそれに合わせて新しく作り変えるという作業を行っているのが今年になりますので、ほかの計画、例えば教育であったり、障害者の計画であったり、文化の計画であったり、こういったところとも取組み、考え方等についてはそろえていくということになります。

19ページが計画の期間、こちらは令和6年度からでは令和9年度までの4年間の計画ということです。

また、もう一つの視点として、SDGsの推進ということも切り離せませんので、SDGsと関連づけながら推進を図るということで、SDGsに掲げられている17のゴールの中から、この計画の取組みに関係しそうなものについては下のところに取り上げ、この後、それぞれ具体的な取組みのどれが関係するのかというところも表していくことになるかなと思っています。

20ページからが「計画の基本理念・基本方針」になります。基本理念は今の計画と変更がありません。基本方針についても、それぞれの内容については変更しておりませんが、順番として、基本方針の1と2を今のものと入れ替えています。考え方として、「誰もが安心して暮らせるまちの実現」ということで、まず生活の基盤をしっかりと持った上でという考え方から、これを基本方針1に持ってきて、基本方針2で「地域社会における活躍の推進」の順番にしていますが、内容については同様に考えています。

21ページ、「やさしい日本語」というのが先ほどのお話にもたくさん出てきています。今後もこの取組みが重要になりますので、コラム的に「やさしい日本語」とはどういうものなのかというのを、1ページ使って説明を入れようかと思っています。

22ページからは「計画の体系」ということで、基本理念、基本方針、それぞれの施策についての関係、あとSDGsの項目もこの中に入れております。基本的には、今のところは今の体系と変えているものではありません。

もう一つ、クロッシングせたがやについても、いろんなところで登場してきますので、説明的にコラムも入れていこうと思っています。

24ページが「重点施策」ということで、それぞれの基本方針の中で重点的に取り組む項目ということになります。こちらも現在の基本方針に位置づけられているものと同様のものを次の計画でも重点施策として考えていますので、「生活基盤の充実」、「地域活動への

参加促進」、「多様な文化を受け入れる意識の醸成」を重点施策として考えています。

25ページは数値目標です。先ほどお話がありました、今は80%と置いているところについて、目標値をどのように置いていこうかというところです。素案の段階では、それぞれ具体的な取組み、何をやっていくのかがまだ固まっておきませんので、最終的に案を秋にお出しするときには、こここの数字、何%にしようかというところは入れた形でお示しをしますが、素案の段階では、まだこの数字は載せない状態でまとめていく予定にしています。

続いて、28ページ以降はそれぞれの基本方針ごとの「施策の展開」ということになります。こちらはそれぞれの項目ごとに「現状と課題」、「施策の方向性」、「取組み」という形で記載をしています。前のところで現在の計画についていただいた御意見を、もちろん先ほどの資料だけではなくて、こちらにも反映させていくことも必要かなと思っております。取組みについては、ほぼ今やっているものがベースになります。新しい計画をやっていこうとすると、区の中で予算がつかないとできないので、時期的に予算の議論はこの後になりますので、実際に来年度以降の予算でこういう事業をやろうということが固まれば、その中身が取組みとしてさらに増えていく。特に新しいものについては、そういうものがこの中に入っていきますので、事業としては書かれていませんけれども、例えば方向性というところで、もっとこういうものを充実させたほうがいいのか、させていくとか、こういうものが必要だということから新しい事業につなげていくようにできればということで、素案のレベルでは今考えているところになります。

それぞれ個別に、簡単にですけれども、28ページは「日本語支援の充実」ということで、こちらは先ほど来りました学習機会、日本語の教育というところに重点を置いた取組みになるかと思えます。

29ページは、行政情報の多言語化と「やさしい日本語」を進めていくという部分を取組みとして置いております。

31ページの「生活基盤の充実」は重点施策になります。こちらは困りごとを抱える方々に対して相談の支援をしていくという部分、ここではせたがや国際交流センター等との連携をしていくところを構成として掲げているとともに、区だけでは相談対応が難しい就労支援といったような部分についても、ニーズへの対応をどうしようかというのがありますので、国、東京都等の取組事例などの情報収集・提供をしていくということを方向性として挙げています。

33ページは「災害等に対する備えの充実」ということで、外国人の方にも防災関係の情報提供の強化と、防災訓練への参加もしていただきたいということで、防災に関する取組みを強化していきたいということになります。

34ページは「ICTを活用した環境整備」ということで、コロナで一気に普及しましたオンラインの活用であったり、SNSの活用であったり、こういったものを使った取組みを行っていくということを記載しています。

35ページからは「基本方針2：地域社会における活躍の推進」で、「多文化共生の地域交流促進」では、交流する機会を増やしていくということで、言葉が通じないところが交流を進めていく部分での障害になっているということもありますので、多言語化、また「やさしい日本語」、こちらでもそれを活用した交流を進めていくことを考えております。

37ページからは「地域活動への参加促進」、これは重点項目になりますが、こちらは外国人の方へ情報を提供していく、知らせていくということになります。町会・自治会などの地域活動に対する理解促進も入っていますが、先ほどいただいた御意見、町会活動に対しての言葉の壁というところについても取り組んでいく、何かしら入れていく必要があるのかなと先ほどの議論を聞いていて思ったところになります。

38ページは「区政への参加推進」ということで、外国人の方が参加する機会を増やしていくということでございます。あと、区がいろんな調査をかける際に、文化・国際課だけで外国人の方にどういった項目を聞こうかを決めるのではなくて、それぞれ庁内の部署の中で今後いろいろな取組みをやっていくときに、外国人の方にこういうことを確認していきたい、そういったものも取り入れていけるような仕組みにしていくことを考えています。

39ページ、「基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消」になります。「多様な文化を受け入れる意識の醸成」は重点項目になります。こちらは新しい部分として、外国にルーツを持つ子どもたちの母語に触れる機会の創出ということで、新しく取組みをしていければと考えています。

41ページが「学校教育における多文化共生に関わる教育の推進」ということ、こちらは先ほどお話の中にもありましたけれども、「外国語教育などの国際理解教育に加えて、学校において人権の視点に立った多文化共生への取組みを推進します」という記載をしているところです。

42ページは「多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体の支援」ということで、こちら先ほどあった基金を活用した団体への支援になります。

43ページは「不当な差別的取扱いへの対応強化」ということで、引き続き相談窓口の体制づくりを行っていくということになります。

46ページからがこれらの計画を推進していく体制ということ、46ページ、(1)は世田谷区の役所の中での委員会などの体制と、せたがや文化財団国際事業部（クロッシングせたがや）、(3)として区民・関係団体・関係機関ということ、区民の方、事業者、大学、市民活動団体、大使館等、多様な団体と連携協力していくということでの推進体制を考えています。

そのほか、47ページでは「条例に基づく区長の附属機関」ということで、審議会とこちらの部会を記載しております。

48ページは今お話をした推進体制の関係図、それから「進行管理」として、毎年この計画に対する実績の調査をして、こちらの部会で確認して行って報告をする。先ほどのお話のものを引き続きやっていくということです。

49ページ以降は関係資料ということになります。

素案についての御説明は以上になります。

○部会長 ありがとうございます。それでは、今の御説明を踏まえて、第二次多文化共生プラン（素案）（案）についての審議を進めたいと思います。結構ボリュームがありますので、前のほうから順番に見ていきたいと思いますが、まず前半の状況説明、「第1章 計画の背景」について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

「計画の背景」のところでは統計が出ていますけれども、国の統計、2022年12月末の数字は公開されていますよね。3月に出ていると思います。これは2022年6月末でまだ落ちているのですが、その後、12月末でガーンと上がって、今308万人になっていて、たしか東京都ももう逆転して上昇傾向にあるので、ぜひそれは反映してほしいと思います。

ほかの方はいかがですか。背景部分で何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

では、もう一つ私から。16ページの第2パラグラフで、2016年4月には「国際課を新設し、取組みの拡充に努めています」と書いているのですが、この書き方だと、2016年4月に改組して、国際課がそのまま今につながっているように読めるのですが、実はその後、国際課が文化・国際課に変わったりしているので、これは少なくとも過去形にして、「2016年4月には国際課を新設し、取組みの拡充を始めました」とするなど、文案を

考えていただきたいと思います。

ほかの方はいかがですか。背景のところはよろしいですか。抜けている大事な情報はありますか。一応日本語教育も、今年の5月の日本語教育機関認定法も取り上げていただいていると思います。

○B委員 今の9ページの日本語教育の関係で、結構都の動きを追っていらっしゃるので、東京都のほうで体制整備を進めているというところ、昨年度から文化庁の補助事業を実施している、都の動きということであれば、それを記載してもいいと思いました。

○部会長 文化庁の事業を受託したことに触れたほうがいいということですね。

○B委員 はい、東京都が行っているということ。

○部会長 あとはどうですか。大丈夫そうでしょうか。

よろしければ、第2章の「計画の概要」に行きたいと思います。例の数値目標も出てくるのですけれども、ここはいかがでしょうか。

○E委員 21ページ、「コラム①『やさしい日本語』とは」の1行目、『『やさしい日本語』とは、外国人等にもわかるように」の「等」というのは何を想定していらっしゃいますか。

○事務局 外国人のみならず、御高齢の方とか、そういった方にも分かりやすいようにということで記載をしております。

○E委員 高齢の日本人ということですか。

○事務局 はい。

○部会長 あと、障害者とか、幅はありますけれども。

○E委員 この中で使っている「やさしい日本語」というのは、外国人に対して分かりやすい日本語と理解をしているのですが、そこまで広がってしまうのですか。

○部会長 国のガイドラインにも、外国人に限らずということは言及されていると思います。

○E委員 分かりました。

○部会長 主なターゲットとしては、日本語を学習している外国人ということにはなるのですけれども、ただ、そこに限定されないという理解は最近かなり広がってきていると思います。

○E委員 そうすると、ほかのところで「やさしい日本語」に触れている部分でも、表現が「外国人等」となるのですか。

○D委員 6ページ目にこの計画での「外国人等」の定義が書かれているのですが、この定義で読むならば、この計画の中での「外国人等」というのは、外国籍を有する、あるいは外国にルーツを持つ方々や、日本国籍を持ちながら外国にルーツを持つ方々となっているのですけれども……。

○部会長 同じ「等」でも意味合いが違ってきているということですね。

○D委員 そうですね。「やさしい日本語」の定義での「外国人等」というのは、この定義で読むならば、高齢の方とか障害の方は入らなくなってしまうので……。

○部会長 日本国籍の人という、むしろそちらのほうの意味になるということですね。

○D委員 そうですね。ですので、そこでもし高齢の方と障害の方を含むようであれば、もう少し加筆していただいたほうが……。外国人や高齢の方や障害の方と書くなりという調整があるといいのではないかと思います。

○部会長 確かにそこは整合性が取れなくなるというか、分かりにくくなるかもしれないですね。どうしましょう。

○文化・国際課長 ここはコラムということで書いていまして、計画の本文という扱いではなくて、「やさしい日本語」を御存じない方のために説明を加えているということですので、例えば、辞書で引くところ書いてありますというニュアンスで入れている部分なのですが、確かに通して読んでいくと誤解を招くところがあるので、コラムの中にある「外国人等」というのは、書き方を工夫したほうが分かりやすいかとも思いました。

○部会長 ここには「外国人や高齢者、障害者等にもわかるように配慮して」とかいうふうに入れたほうが、むしろ誤解を招かないかもしれないですね。国のガイドラインの書きぶりも参考にして、ちょっと考え直していただけますか。

○事務局 はい、検討させていただきます。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

○A委員 6ページの今の定義のところですけども、「なお」のところの「用いられているものとします」というのは、行政の言い方なのだと思うのですが、ここで「用いられているものとします」というのは、一般的には分かりにくいかなと。行政の文書では「ものとする」ということは文言としてあるのですが、もう少し一般向けに書けないかなということをちょっと思いました。

○部会長 どうしたらいいですか。

○A委員 「ものとする」は要らないのではないかなと思うのです。

○部会長 「同様の意味で用いられています」。

○A委員 それは意図としてちょっと違いますか。一般向けなら少し硬いかなと思ったのです。どうでしょうか。

○事務局 特に意図はないのですけれども、おっしゃるとおり、「ものとしませう」と表記することで硬い。もう少し受け入れやすい表現に変えることはできますので……。

○部会長 「用いられています」ですか。

○A委員 「用いられています」、あるいは「用いています」でよいのではなかろうかと思ひます。

○事務局 変更したいと思ひます。ありがとうございます。

○部会長 では、お願いします。

○A委員 もう1点よろしいでしょうか。19ページ、「計画の位置づけ」のところに「SDGsの推進」が今回入っています。前回は「SDGsの推進」は入っていなかったと思ひます。今回ここにかなり大きく「SDGsの推進」が入っているのですが、これは世田谷区の方針として、この計画の中にあえて入れるようにしているのでしょうか。今まで部会の中でこの議論はあまりしてこなかったような気もするのですけれども、ちょっと唐突に思ってしまったので、お聞かせいただければと思ひます。

○事務局 入れなければいけないということではないのですけれども、区の上位計画として、基本計画の中にSDGsが入る予定にはなっておりますので、そこでの整合性といひますか、方向性を統一するという意味で、SDGsは入れておくべきかと考えております。

○部会長 最近の多文化共生プランだとSDGsに言及する例は増えています。私が関わった中では、長野県が2020年につくった多文化共生推進指針とか、総務省が2020年に出した地域における多文化共生推進プランの改訂版とか、広島県安芸高田市の2018年の第2次多文化共生推進プラン、そこでもSDGsと関連づけたプランをつくっているのです、そんなに珍しいことではないです。ただ、この部会の中では特にその議論をしたことがないので、我々委員から見ると、いきなり入ってきたという感じはあるのですけれども、皆さんはどうですか。

○B委員 私も、突然SDGsがでてきて、何か背景があるのだろうと思ひながら拝見してました。22ページの「計画の体系」のところに方針ごとにそれぞれのゴールを1つずつひもづけていますが、このプラン全体の中ではいろいろなゴールがクロスしていく部

分もあると思うので、方針ごとにこれを設定する意味づけはどうなっているのだろう、なくてもいいのかもしれないという印象は持ちました。

○部会長 19ページで言及するのはいいとしても、22ページで基本方針ごとにつなげているのは、本当にそこが関連しているのか、ちょっと確認が必要、あるいはそこは無理につなげなくてもいいのではないかということでしょうか。

○A委員 本来的には多文化共生という大きなところであったにもかかわらず、この目標を1個ずつ入れてしまうと、ここが達成目標になってしまうような気がします。私も、やっぱりここはちょっと気になるところです。

○部会長 22ページですね。

○A委員 はい。22ページの1個1個ひもづけてしまうのは少し気になるところです。

○部会長 やり過ぎかなと。

○A委員 誤解されるよりは慎重に考えてもよろしいのかなと思います。すみません、感想までですけれども。

○部会長 世田谷区の基本計画には載っているとして、下位のプランでもSDGsに具体的に言及しているプランが多いということですか。

○事務局 はい。周囲の自治体のSDGsを採用している計画を見て、参考にこういうつくりでどうかというところで一旦案をつくってはみたのですけれども、おっしゃるとおり、ゴールに引きずられて変わってしまうというのであれば、全体の中でこういうことが必要というところだけを示して、基本方針ごとには絡めず、全体としてSDGsを表現するというのは、それでもいいのかなとは思っております。

○部会長 例えば、22ページを見ると、10は1、2、3全部入っているのです。あと、16も1、2、3全部入っていて、1個1個見ていくと、本当にこの基本方針と対応しているかというのは吟味が必要な感じがするので、そこまでやることでもなければ、19ページは残すとして、22ページのほうは外してもいいような感じがするのですが、どうでしょう。

○文化・国際課長 ありがとうございます。まだ悩んでいるところなのと、先ほどお話をしたように、区の中で今いろんな計画をつくっています。基本計画、大本になるところでSDGsを掲げているので、恐らくどこの計画でも同じようにSDGsについて言及をして記載をしていくことになりますから、私がほかで見たところだと、下の施策レベルのところにはSDGsをはめ込んでいる計画も見つかることがあります。もちろん、それぞれの計画の特性によって、ぴったりくるところ、それを入れたほうが分かりやすいものもあるの

で、一概に全部統一でというふうにはならないと思っていますし、今御意見をいただきましたので、取扱いは慎重にと思っています。ただ、この後、計画案をつくって全庁的な議論をしていく中で、このSDGsがどうなっていくかというのは分からないところではありますが、無理にこれを当て込んでやらなければいけないということまではないかなと事務局としては今考えていますけれども、この後の検討の中で決まってくる部分もあるかなと思います。

○部会長 そうすると、現時点では22ページの方針ごとの位置づけも残しておきたいというお考えですか。

○文化・国際課長 素案レベルなので、この後、もう1回事務局内でやりますけれども、これを今の時点で入れないで置くというのもあるかなとは思っています。入れてしまったのを抜くのはなかなか難しいので。この後、SDGsを区の計画全体としてどのように記載していくのかというところが出てくると思っていますので、それに合わせてこの計画のほうも書いていく必要は出てくると思っています。

○部会長 どうしますか。もし22ページも入れるのだったら、少しはここで、本当にこの方針とこれが対応しているか意見を伺ったほうが良いような感じがしますが、そこまでやったほうがいいのか。

○文化・国際課長 施策レベル、取組みがまだ決まっていない中で、SDGsを当て込むかというのは、確かに議論が尽くせない部分があると思っていますので、22ページは今のところ外しておこうかなと思います。

○部会長 分かりました。ありがとうございます。

その上で、19ページは残すということでもいいですか。そのときに私がちょっと気になるのは、例えば、1は「貧困をなくそう」で、1を外していいのか。やっぱり貧困の問題は多文化共生に関わってくるのかなと。今、3、4、10、11、16、17が入っているのですが、これでいいのか、ちょっと議論したほうがいいのかと思ったのですが、どうですか。特に、コロナ禍で外国人の方の貧困の問題がかなりクローズアップされていたと思います。2はいいですか。5のジェンダー平等も、外国人女性の問題もあるので、入れなくていいのかというところは気になります。6はどうでしょう。就労環境の話は多分8に関わってくるのかなということで、残り時間はあまりないのですが、厳密に見ていくと1個1個議論が必要な感じもするのです。9はいいのかな。10は入りますね。11は入っている。12は一応いいとして、13もよくて、15もよくて、16は入りますね。17もいろんな連携

協働で入りますね。そうすると、1、5、8あたりも入れていただいたほうがいいような感じがしますが、皆さん、どうですか。事務局としてはいかがですか。

○事務局 1と5と8ですか。

○部会長 そうですね。1、5、8も関わってくるかなと。多分総務省のプランは具体的な目標とはつなげていなかったと思うんですけども、長野県とか安芸高田市はつなげていたかなと思うので、そちらも参考にさせていただいてもいいかもしれません。どうしましょう。入れ過ぎという印象ですか。今、6つですけども、それを9つに増やす。

○文化・国際課長 計画の方向性にこういうものが関係してくるとなると、この後のところで触れていかなくはいけない部分があって、今、事務局のほうでは、これまで触れてきているもので明確に関係づけがあるような……。

○部会長 後ろにも出てくるのですか。

○文化・国際課長 今言われていた貧困の部分だとか、ジェンダー平等とか、働きがいというところが……。

○部会長 具体的施策に反映されてきているのかどうかということですか。

○文化・国際課長 そんなに具体的なところではないにしても、考え方であったりというところに……。もちろん全体に関わってくる部分なので、全然違いますという話ではないんですけども、計画として関連するものですよと言って記載をしていくとすると、その取組みであったり、方向性であったりが後ろに出てこないといけないかなと思います。

○部会長 例えば、目標3の保健というのとは何か出てきましたか。4は出てきますよね。

○文化・国際課長 生活を確保し、福祉を推進するというので、外国人の方の基盤づくり、相談体制みたいなところが関わってくるかなと。こじつけまではいかないですけども、関連してくるだろうというものがある。もちろん大事な要素なので、要りませんという話ではないんですけども。

○B委員 そうしたら、どこのゴールがどこにはまるかを、ここに載せないにしても、考え方として共有できるような表にする。それで、そのつながりについて確認ができるというのはどうでしょうか。

○部会長 そうですね。この6つは入ってきて、ほかが入らないということが何らかの形で、このプランに書かないにしても、少なくとも委員の間では理解ができていたほうがいい感じがするのですが、もう時間が限られてきているので、今は難しいかもしれません。

○文化・国際課長 先ほど申し上げたように、この下にぶら下がってくる事業が固まっていけないのと、まだ素案段階の話なので、この後、意見を伺う機会も出てきますし、まだ庁内の政策決定を受けている前の段階のものなので、ほかのところの修正が入ってくる可能性もあります。最終的な案で再度SDGsのここを見直していただいて、やっぱりこのゴールが入っているほうがふさわしいということであれば、そこで追加することはできますので。逆に、今入れておくと、これはどこに関係するから入っているのかというところに対する答えを持ち合わせていない部分は入れづらいかなというのが正直なところになります。

○部会長 分かりました。では、取りあえず今の段階では6つということで、ただ、我々の意見としては、1、5、8も関連するテーマではないかと考えておりますので、それは念頭に置いていただければ幸いです。

では、残り時間がかなり少なくなってきたので、第3章に行きたいと思うのですが…

○B委員 ごめんなさい、少しあるのですけれども、まず、18ページ、右下の東京都つながり創生財団という固有名詞が出てきている理由について教えていただきたいと思えます。ほかのところは指針とか、あり方とか、法律、プランなどですが、ここが組織名になっている。

○部会長 質問はその1つでよろしいですか。

○B委員 あとは24ページについて少し意見があります。併せてよろしいですか。

○部会長 では、先にお願ひします。

○B委員 うまく言えないのですけれども、全体的にこの重点施策の説明を見たときに、多様性を認め合うというよりも、日本人と外国人が割としっかり分かれていて、日本人と外国人が理解をし合う。特に感じたところが③です。「外国人と日本人が相互に理解し」というところなど、それぞれが多様な背景を持っていて、その多様性が社会として生かされるというところを目指していると思うのです。具体的な文案は出ないのですけれども、この表現については皆様方の御意見も伺いたいと思いました。

あと、「相互理解が深まることで、偏見や差別が解消され」と言い切ることができるのかも気になっています。というのも、その下にある「“多文化共生のまち せたがや”の実現に向けて」の3行目のところで、外国人の方から見た意識では偏見・差別は解消されていないということが出ているのですけれども、もしかしたら、お互いの対話や、誤解、物

の見方によってそれが生じているかもしれない。数字として出ているから差別があるというのを私たちが言い切っているのかということもあって、③や偏見・差別についての書きぶりをもう少し丁寧にしたほうがいいように思いました。

○部会長 ありがとうございます。大きく2つですけれども、まず1つ目はどうですか。ここだけ組織が出てきているのはどうしてかということですが、御説明はありますか。

○事務局 ここについては、東京都のこれまでの取組みのところから引っ張ってきている項目になるかと思います。

○部会長 ほかは法律とか指針なのですからけれども、確かにちょっと異質な感じはしますね。

○事務局 改めて見た場合に、ちょっと違和感があるというのはおっしゃるとおりで、法律とか指針にそろえてもいいのかなと思います。ありがとうございます。

○部会長 では、これは変えますか。

○事務局 変えても違和感はないかなと思います。

○部会長 組織の話なので、推進体制になじむ感じですね。でも、推進体制図だと東京都は出てこないのですね。ちょっと見直し、検討をいただきたいと思います。

あと、2つ目のことですからけれども、基本方針3の説明文ですが、ここは「外国人と日本人が相互に理解し」というよりは、例えば、「文化背景の異なる人々が相互に」とか、そういうほうが、外国人、日本人という二分論よりはいいかなという御意見ですかね。いかがですか。

○事務局 ありがとうございます。ここの書きぶりは、そのまま現行のプランから引っ張ってきているところでしたので……。

○部会長 第一次プランがこうなっているのですか。

○事務局 はい。ですので、御意見をいただいて、多様性というところに合わせて変えていくのはよいのかなと今感じております。

○部会長 ありがとうございます。

もう一つ、偏見・差別のところ、相互理解が深まることで解消されるというのはちょっと短絡的かなということですか。

○B委員 そこと、その下の意識・実態調査で偏見・差別が解消されている。ひもづけて読めてしまうので。

○部会長 調査では解消されていないということですね。

○B委員 はい。

○部会長 相互理解も大事だけど、人権教育とか啓発とか、場合によっては相談体制だったり、あるいは法律とか条例による規制というか、罰則を設けたりとか、いろんなアプローチがあるということですよ。これだと相互理解だけで偏見・差別が解消されると読めちゃうのではないかということでしょうか。

○B委員 あとは偏見・差別の捉え方が文化背景によって異なったりすると思うので、もう少し対話の場づくりができるようなことがあるといいと思います。

○部会長 それをこの文章にどう書き込んだらいいかということですね。

○B委員 ちょっと気になったのは、最後の「“多文化共生のまち せたがや”の実現に向けて」のところで、調査結果がこうだったから偏見・差別は解消されていない。「伺えます」とは書いてあるのですが、その背景的なところを探るとか、そのあたりで相互理解を深めていくとか。ちょっと私は違和感がありました。

○部会長 取りあえず、③の文章がこのままではということですよ。これは、そのまま第一次プランから持ってきたということですね。どうしますか。

○A委員 例えば、39ページの基本方針3の(1)の「多様な文化を受け入れる意識の醸成」の言葉が使えないかなと思ったのです。今、「お互いの文化や習慣に対する理解を深め」ぐらいにしておいて、B委員の言葉を用いれば多様性を通じてなのかもしれないのですが、それでも、「尊重し合うことで共生を実現できる」とか、少しそういう言葉が入ってもいいのかなと思いました。

○部会長 例えば、ここは、文化背景の異なる人々が相互に理解し、人権を尊重し合うことで、偏見や差別の解消を目指さなければいけませんということですかね。「多文化共生社会を実現」というのも簡単に言い過ぎる感じがするので、「文化背景の異なる人々が相互に理解し、人権を尊重し合うことで偏見や差別の解消を目指します」でどうでしょう。今の案よりはよくなっていますか。ほかの委員の方も含めて、どうですか。

○A委員 あるいは「解消」という言葉が強過ぎるのだったら、重点施策では「減少」にしていましたよね。25ページの数値目標の言葉は、以前は「解消」と言っていたのですが、今回は「減少」と書かれています。そのため「減少につながるように努めます」と。

○部会長 努めるのだったら「解消」でもいいような感じがするのですが、どうですか。

○B委員 基本方針3自体は「偏見・差別の解消」なのでよね。

○A委員 「解消に努めます」くらいでいいですか。

○部会長 「解消に努めます」で、「以上から『多様な文化を受け入れる意識の醸成』を重点施策と位置づけます」でどうでしょう。よろしいですか。では、一応そういう修正案を提案したいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○部会長 その上で、ごめんなさい、5時になってしまいました。多分あと10分か15分ぐらいはかかりそうなので、御都合がある方はここで御退室いただいて結構ですが、少しお付き合いいただける方はお願いいたします。

第3章ですけれども、基本方針1はいかがでしょうか。さきほど結構議論したところですが、より具体的な記載があり、具体的な取組みもリストアップされているのですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○B委員 28ページの「施策の方向性」の下から2つ目のポツですけれども、地域日本語教育コーディネーターは設置されているのでしょうか。

○事務局 設置されております。

○部会長 世田谷区は文化庁の事業が始まっているのですか。

○事務局 補助金の事業を実施しておりまして、今年度、私が地域日本語教育コーディネーターの役割を担っております。

○B委員 東京都からの間接補助で世田谷区のほうで受けているということですか。

○事務局 補助金を受けておりまして、その補助金の……。

○部会長 東京都の事業は、どの区が受けているのですか。

○事務局 世田谷区、新宿区、北区等、今年度が10の自治体です。昨年度は7でした。

○部会長 世田谷区は今年度からですか。

○事務局 昨年度からです。

○部会長 今、地域日本語教育コーディネーターになっているのですか。

○事務局 はい。地域日本語教育コーディネーターとして年に何回か会議に参加して、状況を報告しながら、日本語教育についていろんな方から御意見をいただいているところです。

○B委員 分かりました。では、地域日本語教育については、もう区として体制をつくっているということですね。ありがとうございます。

○部会長 この部会の中で一度も議論はなかったのですけれども、そこはもう世田谷区で

体制ができているということですね。

○事務局 体制といたしますか、補助金を得る条件としてコーディネーターを設置してくださいということですか。

○部会長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

よろしければ、「基本方針2：地域社会における活躍の推進」、ここは町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進が入っていますけれども、C委員、よろしいですか。

○G委員 35ページの「施策の方向性」の3つ目のところに「事業展開においては、せたがや国際交流センターと連携し」と書いてあり、そして取組みにクロッシングせたがやがやっていたらイベント的なことが結構書いてあるのですけれども、イベントを実施したから、そこに参加した人数で交流した人がこれですというふうにするのではなくて、ハブになるべきだと思っているのです。私は、改めてこれを読む中で、国際交流センターがどういう位置づけにあるのかなと思って読んでいたのですが、46ページにしっかり書いてございまして、「区民や団体とのネットワーク構築を進める」と書いてあるので、イベントとか、その場で何をやるかではなくて、「やさしい日本語」のこともそうですし、生活基盤の相談窓口のこともそうですし、各地でいろいろお祭りとかをやっているイベントの御案内もそうですし、そういう方に「やさしい日本語」というのはこうですよとか、外国人の皆さんとの交流の成功体験、ノウハウみたいなものを共有したりとか、そういった連携をどのようにするのかということを取組みとして書くべきなのではないかと思いましたが、先ほどの御説明で、SNSを使えるのはここであるというお話もあるので、メルマガとかSNSを使って、もう少し皆さんに周知できるようにするという取組みも含めて、散らばっているのですけれども、取組みの実態を包括的に理解したいという気はしました。

○部会長 クロッシングせたがやが一体何をやっているのか、何を目指しているのか。個別の事業はリストアップされているのですけれども、それが全てではないだろうということですね。

○G委員 はい。そのほうが全体で追っているビジョンとか数値目標と関連づけられるのではないかなと思いました。

○部会長 しかも、46ページには一言も国際交流センターが出てこないですよ。国際事業部というのはあるのですけれども、「国際事業を専管する組織を新設しました」というのが国際交流センターのことなのですよ。それさえも分からないという謎の文章のよう

な感じになっている気がします。ネットワーク構築を目指しているのだったら、ネットワーク構築のために何をしているのか、どれだけできているのかということを示してほしいということですかね。この点はいかがですか。

○事務局 ありがとうございます。クロッシングせたがやがどういう役割で、何ができているのかというところについては、ここで書くのか、もしくはコラムとしてせたがや国際交流センターというところで……。

○部会長 さっきありましたね。どこでしたか。

○事務局 23ページに載せていく予定ではありますので、そういったところで……。

○部会長 35ページは「双方が持つノウハウや人的ネットワークを活かしながら役割分担を行います」とあって、これだけだとどういう役割分担なのかというのも分からないですよ。そこも含めてコラムに説明が入るといいかなと思いました。よろしいですか。

○事務局 検討させていただければと思います。

あと、先ほどおっしゃっていたように、46ページに国際交流センターという文言が全く入っていないので、これは48ページの図と表現を合わせたいと思っております。

○部会長 46ページも（せたがや国際交流センター）という表記にしますか。一言入れば、分かると思います。

○B委員 先ほどの基本方針3の議論と同じような話になります。38ページ、「区政への参画推進」のところで、「現状と課題」の2つ目の段落、「外国人の意識を把握する機会のみならず、日本人の意識についても把握し」と書いてあります、これは、例えば「外国人を含めた区民全体の意識について把握し」とか、何らかの包括的な表現にできるといいと思いました。

それから、「施策の方向性」のところですが、2つ目の「区民の区政参加へのモチベーション向上につながる取組みを検討」と書いてありますが、これは具体的にどんなことが想定されるのか、少し例示でお示しいただければと思いました。

また、その下の「外国人のみならず、日本人の意識の把握にも努めます」も、表記については上のところと同じような感想を持っています。

○部会長 どうですか。

○事務局 ありがとうございます。表記につきましては、委員おっしゃるように、「外国人を含めた区民全体の意識について把握し」というような書き方に変更させていただきたいと思います。

「区民の区政参加へのモチベーション向上につながる取組みを検討します」というのは、具体的な取組みについては調整中ではあるのですけれども、いただいた意見を区政に反映しましたという見える化をるところまではちょっと難しいかなとは思っているのですが、例えば、事業を行うときに、こういった意見がありましたという御紹介をすることで、そういったことはできるのかなと考えています。ただ、それが具体的にどこまでできるのかというところについては、文化・国際課だけの問題ではありませんので、広がりについては検討が必要かなと今考えているところです。

○部会長 同じところですが、これは、私が前回、外国人住民の調査はしているけれども、日本人住民、受け入れる社会の側の調査はまだされていないということを受けてですよ。

○事務局 はい。

○部会長 例えば、新宿区や港区は、外国人と同時に日本人区民の側にもアンケート調査をやっています。世田谷区はまだ外国人にしかやったことがないので、それで日本人側の意識調査もやったほうがいいのではないかと申し上げたところです。毎年やっている区民意識調査の中に多文化共生関連の質問を入れたりしているのですけれども、私がイメージしていたのは、多文化共生のテーマに関して、外国人区民だけではなくて日本人区民の側も調査をやったほうがいいのではないかと申し上げました。

○B委員 この表記のほうが正確だということでしょうか。

○部会長 日本人を含めた全体の調査というと、もう既にあることはあるので、これは「住民」と入れますか。「外国人住民の意識を把握する機会のみならず、日本人住民の意識についても」でどうですか。そういう意味では、これは残していただいてもいいですか。「調査等により、外国人住民のみならず、日本人住民の意識の把握にも努めます」というふうにお願いしたいと思います。

○C委員 35ページの「効果的な事業実施に向けた」について、言葉が通じないというのは外国の方だけではなく、私たちも同じ立場であるわけですから、効果的な事業ではなく、現在やっている事業にどうやって参加していただけるかを考えさせていただいたほうが非常にありがたいなど。効果的な事業をするよりは、現在私たちがやっているところに地域住民の方どなたにでも来てほしいという思いで広げているわけですから、ここの部分では、わざわざそのために効果的な事業をしなければいけないみたいに思ってしまうのですけれども、そうではなく、ぜひ呼びかけはしていきたいと思っています。今、うちの町

会でも、子ども会のお誘いに英文を入れてみようかみたいな案も出てきていますから、そのようにしていただかないと、あまりにもハードルが高いと町会としてはちょっとついていけないというところがあります。

○部会長 この「効果的な事業実施」というのは新たな事業を想定していましたか。C委員は、新たに何かやるというよりは、既存の事業に外国人住民に入ってもらうほうが現実的ではないかという意見だと思いますが。

○事務局 ここは、特に新規で何かを行うというところではなく、事業実施に当たって効果的な方法を検討するという趣旨です。

○部会長 必ずしも新しく何かをするという意味ではない。

○事務局 そうです。その手法に工夫を凝らして実施する。

○C委員 だから、「参加方法を工夫して事業参加していただく」というほうが「やさしい日本語」になるのかなと思います。

○部会長 効果的な事業というより、外国人住民がより参加しやすくなるような事業ということですね。

○C委員 それから呼びかけというか、そちらのほうに……。

○部会長 では、ここは表現を御検討いただければと思います。今のC委員のご発言趣旨を踏まえた形になるといいかなと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○部会長 では、基本方針3に行ってよろしいですか。

○A委員 すみません、以前までの第一次多文化共生プランでは、取組みの後ろに所管課が書いてありましたが、今回取られており、項目ばかりが並んでしまっていて、何課が担当しているか分からなくなったような気もするのですが、そのあたりは何か意図があって修正されたのでしょうか。

○部会長 全部入っていましたか。

○A委員 入っていましたけれども、今回は入っていません。

○事務局 これは今後、案に向けて入れていく予定にはしております。素案の段階では入っていないということです。

○A委員 分かりました。

○部会長 よろしいですか。ほかの方はいかがですか。

○E委員 39ページの「現状と課題」の2つ目のパラグラフで、「多文化共生には自分の

ルーツを忘れないという意味も含まれます」というくだりの下に「子どもに対する母語等への理解に繋がる仕組み」という表現になっていますね。それで、31ページの「現状と課題」で、困りごとの中に「子どもが母国語・母国文化を十分に理解していない」という言い方があります。ここで言う母国語と母語の使い分けでいきますと、39ページの「母語等」の「母語」は「母国語」ではないかなと考えます。外国人夫婦の間に日本で生まれた子どもが、日本の学校に入って、小学校等で友達と遊ぶ中で、母国語よりも日本語のほうがうまくなってしまって、母国の言葉を全くしゃべれないというケースが結構あるように聞いています。自分の国籍である国の言葉、例えば韓国ならハングルということで行くと、これは母語ではなくて母国語ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○部会長 ただ、母語イコール母国語のときもあれば、そうでない場合もあるので、この場合、どちらがふさわしいかということですよ。

○E委員 最初に「多文化共生には自分のルーツを忘れない」という枕言葉がありますので、この場合は母語ではないと思います。母語というのは、自分が生まれて、自分が育った環境の中でしゃべっている言葉が母語ですね。

○部会長 そうですね。ルーツと言ったときも多分両方の意味があると思いますけれども。

○E委員 ということであれば母国語ではないでしょうか。31ページでは「母国語」という表現をしていますので、これも「母語」に直してしまえば同じような感じになって…。

○部会長 でも、これは括弧で引用しているので、御本人がどういう用語を使っていたかによるので、こっちで勝手に変えたらまずいかなと思います。こちらはインタビュー調査のときの聞き取りの結果ということですよ。

○事務局 そうです。そのまま引用しています。

○部会長 これは御本人がそういう表現をしていたということですよ。

○事務局 はい。

○E委員 御本人が母語と母国語の区別を分かっているのであればいいのですが、母語という概念そのものが分からないで、自分の国の言葉という意味合いで使ったのではないかなと私は推測するのですが。

○部会長 その判断は難しいですね。E委員の推測のとおりかもしれないし、そうではない可能性もある。これは引用なので、おっしゃったことをあまり変えないほうがいいかな

と思います。今日はいらっしゃらないのですけれども、もともとD委員が出された意見を反映してということですよ。D委員は母語を使っていたように記憶しているのですが、どうでしたか。E委員は、ここを「母国語」にしたほうがいいのではないかという御意見ですか。

○E委員 そうですね。「自分のルーツを忘れない」という枕言葉がありますので、下のほうも「母国語」のほうがしっくりくるのではないのでしょうか。

○部会長 ただ、ルーツにも両方意味がありますよね。母語という意味でのルーツもあるし、母国語という意味でのルーツもあるし、判断するのは難しいかなと思います。

○E委員 でも、ここでは母国語をしゃべれない子どものことを言っているのではないかなと思います。両親が生まれ育った国ではない日本で生まれた子どもが、日本の社会で育つ中で母国の言葉が全く分からない、日本語しか分かりません…。それでは困るので、自分のルーツである両親の国の言葉を理解してほしい……。

○部会長 両親の言葉も母語の場合と母国語の場合がある。一致する場合もあるし、一致しない場合もあるので、一概には言えないですよ。

○E委員 そうですね。

○部会長 ありがとうございます。D委員がいらしたら一番よかったのですけれども、これは御本人に確認していただいたのでしたか。

○事務局 御本人からの意見をそのまま反映させて……。

○部会長 では、D委員としては、こういう形での表記を希望されているということですね。

○事務局 D委員の御意見としては、母語・継承語という言葉でいただいています。

○部会長 そうすると、母語のほうがいいかもしれないですね。

○E委員 ただ、子どもに対する母語というのは、下に「母語とは、幼時に自然に習得する言語のことです」とことわりが入っていますので、例えば、日本で生まれて、日本の社会で育って、したがって、日本語しかしゃべれませんというお子さんにとっての母語というのは日本語になりますよね。

○部会長 生まれて、家庭も含めて日本語環境だとそうなると思うのですけれども、在日外国人の場合、日本で生まれていても、家庭環境で母語を使っている場合もあるので、それも一概には言えないかなと思います。あと、出身国で生まれて、何歳かのときに日本に来た場合は、母語は日本語ではなくて、家庭の中で使っていた言語かなと思うので……。

○E委員 その場合には、これで当てはまると思います。

○部会長 そうですね。D委員は、母語・継承語とおっしゃっていたとすると、やっぱり母語をイメージされていたのかなという感じがします。

ほかの委員の方はどうですか。これでよろしいですか。

○E委員 はい。これで問題ありません。

○部会長 E委員のおっしゃることもそうだと思いますので、ここでは「母語」ということをお願いします。

ほかの方はいかがでしょうか。

では、私から。41ページで、取組みの多文化共生事例の紹介で、「区立の小中学校で実施している国際理解教育の具体的な参考事例」だとちょっと話がずれてしまうので、表現をそろえたとしたら、「区立の小中学校で実施している多文化共生に関わる教育の具体的な参考事例」にしてもらえばいいかなと思いますが、いかがですか。

○事務局 実際に実施している教育のほうに確認を取ったのですが、国際理解教育の枠組みを出るほどの取組みではないというところではあるのです。表現については、一旦調整が必要かなと思ってはいるのですが、現時点では国際理解教育としたいと言われてはおります。

○部会長 分かりました。部会では、ここは「国際理解教育」だと趣旨がずれてしまうという意見があったことをお伝えいただきたいと思います。

○事務局 承知いたしました。ありがとうございます。

○部会長 あとはいかがでしょうか。

○F委員 43ページ、ほかの部会でも出たかと思うのですが、苦情相談の「苦情」という文言について、苦情となると相当怒りを持ったり、敷居が高くて、ちょっとした相談などはできないのかなと思いますので……。

○部会長 事務局から検討していますというお話がありましたね。

○F委員 そのこのところの文言をちょっと考えていただきたいと思います。

○部会長 それは男女共同参画推進部会の事務局とも相談していただきたいと思うのですが、これに間に合わせるができるのか。どうですか。条例は「苦情」となっているのですでしたか。

○事務局 もともとが条例になりますので、そこからどこまでできるかというところではあります。

- 部会長 一応委員からそういう意見があったということは……。
- 事務局 御意見をいただいたことについては……。
- 部会長 男女共同参画推進部会の事務局とも相談してほしいと思います。
- 事務局 相談してまいります。ありがとうございます。
- 部会長 あとはよろしいですか。
- B委員 すごく細かいところですが、40ページの②のボランティアの観光ボランティアガイド事業の実施、前回も似たような書きぶりなのですが、これは外国人観光客向けのボランティア、例えば多言語とか多文化に配慮した観光ボランティアの育成ということによってよろしいでしょうか。
- 部会長 ここでの「多くの観光客」というのがどういう人たちなのか。
- B委員 これは頭に「外国人観光客」と入れてしまうと、多文化につながるものというのが分かると思ったのですが、理解的に合っていますでしょうか。
- 部会長 このガイドさんの対象はどういう人たちですか。
- B委員 資料2-3の51ページを見ると、「外国人観光客受入れのための観光ボランティアガイド育成研修」を実施と書いてあるので、外国人観光客ボランティアかと思いました。
- 部会長 そうだとすると、そのように書いていただいたほうが分かりやすいかなと思います。
- 事務局 担当の部署に確認いたします。
- 部会長 お願いします。
- A委員 41ページの国際理解教育のところですが、上から2行目、「外国語教育などの国際理解教育」と言ってよいのか気になりました。第一次プランは「外国語教育の充実」と記されていましたが、「充実」と入れて「国際理解教育」と記されています。お伝えしたいことは、「外国語教育などの国際理解教育」というよりは、第一次プランのように「外国語教育の充実など」と入れておいたほうが誤解はなくなると思うのですが、いかがでしょうか。
- 部会長 第一次プランは「外国語教育の充実などの国際理解教育」ですか。
- A委員 「充実など、国際理解教育」。「充実」が入っていた。これだと国際理解教育イコール外国語教育という形のようにも読めてしまうのではないかと思います。
- 部会長 「外国語教育の充実など、国際理解教育」もほとんど一緒に見えるのですけれ

ども。

○A委員 でも、まだちょっと……。あと、扱いが、教育委員会や教育指導課の担当の方だと思うのですけれども、下の「小学校『外国語』への対応」や「英語教育の充実」と書かれているのも、ここで多文化共生と言っているところにおける意味合いが狭くなってしまっているような気がします。今回のプランではイメージしている多文化共生に関わる教育という意図があったと思いますが、少し前の計画に引きずられてしまっているのと、整合性が取れていないような気がして、読んでいてちょっと違和感を覚えてしまったというのが正直なところだと思います。教育委員会や教育指導課との兼ね合いもありますので、こちらの意図ばかりは言えないのですが、うまく整合性が取れる方向がないかなと感じました。

○部会長 ありがとうございます。今の点について、ほかの方は何かありますか。皆さん、うなずいてはいますが、代案としては、まだ第一次プランの表現のほうがいいかなということですか。

○A委員 まだ第一次プランのほうがいいかなと。国際理解教育というものをどう捉えるかにもよるのですけれども。

○部会長 そもそも、ここに外国語教育を入れるのがいいのか。多分これは基本的には英語教育なのでしょうね。世田谷区の小学校で英語以外の外国語をやっているところはあるのですか。例えば韓国語とか中国語とかは多分ないですよ。

○事務局 英語以外は把握しておりません。

○部会長 「小学校『外国語』への対応」というのは…。

○B委員 こちらの外国語対応を入れるというのが前提であれば、(2)のタイトルで「学校教育における多文化共生・国際理解に関わる教育の推進」とか、もう2つのものとして扱ってしまって、取組みとして列挙されているものは混ざっているもので、整合性は取れるかと思います。

○部会長 見出しを広げることでということですね。そうしますか。

○A委員 第一次プランの見出しは「多文化共生に関わる国際理解教育の推進」。今回、ここでの議論を経て「多文化共生に関わる教育の推進」と修正いただいて、案が出てきたというのが経緯ではあると思います。

○部会長 見出しに取組みをそろえるか、取組みに見出しをそろえるか、どちらかということですよ。

○G委員 見出しに取組みを合わせるほうが本筋のような気がしますけど。

○部会長 そうですよ。

○G委員 だから、言語を教えるだけではなくて、多文化共生に関わる教育を学校の中で推進していくということを入れていきたいわけですね。

○部会長 そうですよ。世田谷区は条例まであるわけですね。条例もあって、その条例の中で教育とか啓発は大事な項目に入っているんですよ。入っているのに取組みとしては以前と変わっていない。

○G委員 でも、ここでやっているのではなくて、関連するところでおやりになっていることだから、なかなか変えづらい。

○部会長 本来、条例は区全体に関わるはずなのですけどね。

○G委員 働きかけたいですよ。

○部会長 どっち側で調整するのがいいのか。矛盾しているのだけど、せっかくなので新しい見出しなので、私としては見出しを残したいです。見出しが残っていることで、すぐには効果が出ないとしても、じわじわと意識が変わっていただけたらいいかなということですね。

○A委員 そうすると、見出しは残しておいて、先ほどの「外国語教育などの国際理解教育に加え」は、「外国語教育などの」も取ってしまいますか。

○部会長 「外国語教育や国際理解教育に加え」のほうがまだ……。

○A委員 それで幾つか並んでいて、部会の狙いは将来的に多文化共生へとつなげていければと思います。

○部会長 「などの」を「や」にして、「外国語教育や国際理解教育に加え」でどうでしょう。

○A委員 そうすると、外国語教育もあって、国際理解教育の充実もあってというふうになるかもしれませんね。

○部会長 その国際理解教育の中で多文化共生も少しずつ広げていってほしいということで、どうでしょう。

○事務局 御意見ありがとうございます。

○部会長 ごめんなさい、本当に時間が押してしまったので、もしほかになければ……。

○F委員 今のところの「現状と課題」で個人的に気になるのは、数値データは出ていないが、声が挙がっている。データがないのだけど……。

○部会長 ちょっと曖昧な表現ですよ。では、何を根拠に言っているのか。

○F委員 そうそう。読んでいて何か違和感があるのです。

○事務局 意識・実態調査では出ていないけれども、ヒアリング調査で挙がっています。

○F委員 そこを入れていただくと分かりやすい。

○部会長 「意識・実態調査では出ていませんが、あるとの声がインタビュー調査から挙がっています」とか、そのようにしていただいたほうがいいですかね。

○F委員 そうすると、分かりやすい。誰の声なのか。

○部会長 確におっしゃるとおりですね。ありがとうございます。

では、最後の推進体制のところに行って終わりたいと思うのですが、私としては、これは事務局に以前申し上げたのですが、(3)の「区民・関係団体・関係機関」のところはすごくあっさりしていて、例えば、区民、事業者、大学、市民活動団体、大使館にどんな役割を果たしてほしいのか、その上で区としてどのように連携していきたいのかということを行でも2行でも書いていただきたいと思います。例えば、大使館とあるだけだと大使館に何を期待しているのか、これだけだと分からないですね。情報発信ということなのか、コミュニティづくりを支援してほしいということなのか。私はいろいろ自治体のプランに関わっていて、世田谷区の第一次プランは推進体制のところはすごく薄いなと思っています。本来、行政にできることは限界があって、もっと市民活動団体とかと手を合わせていろいろやっていけるのではないかと思います。それがこのプランだと行政が何をやるかということで終わってしまっているの、ちょっともったいない感じがします。

ほかの方、何か意見はございますか。よろしいですか。

それでは、大幅に時間をオーバーして誠に申し訳ありませんでした。私が途中でゆっくりしてしまったかもしれません。これをもちまして本日の協議を終了したいと思います。皆様、御協力ありがとうございました。では、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

○文化・国際課長 皆様、長い時間、御意見をたくさんいただきましてありがとうございました。今日の議論を踏まえまして、第二次プラン策定に向けて素案の準備を進めてまいります。前半のほうで議論していただいた取組み状況報告書を完成させていきたいと思っております。先ほどお話ししましたが、完成は8月下旬から9月上旬を予定しております。区のホームページ等で公開をしていきますので、お願いいたします。

今後、第2回の男女共同参画・多文化共生推進審議会を8月1日の火曜日に開催する予定になっております。また、この部会の3回目については10月開催予定になります。後

日、日程の調整をお願いしたいと思います。お忙しいところ恐れ入りますけれども、今後
も御協力をいただければと思います。

○部会長 今日の議論を基に部会からの意見を作成していただきますよね。それは文案が
できた段階で、多分今まで一度委員の皆さんに確認していただいていたと思うのですけれ
ども、今年もその機会をつくっていただけますか。

○事務局 同じ予定で、文案を作成いたしましたら皆様にお送りして確認していただくよ
うな機会を設けたいと思っております。よろしく願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。それは大体いつ頃でしょうか。

○事務局 なかなかすぐというわけにはいかないかなと思っておりますので、少しお時
間をいただきまして、今月中にはということ考えております。

○部会長 分かりました。ありがとうございます。

○文化・国際課長 以上、事務局のほうからの連絡になります。

本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

午後 5 時47分閉会